

静岡県・裾野市・中小企業等 3者連携の奨学金返還支援制度

人材確保のために県・市の補助金を活用して
「奨学金返還支援制度」を導入してみませんか？



© 裾野市

- 1 奨学金に関する背景
- 2 企業が「奨学金返還支援制度」を
導入するメリット等
- 3 裾野市の補助金について
- 4 申請方法について



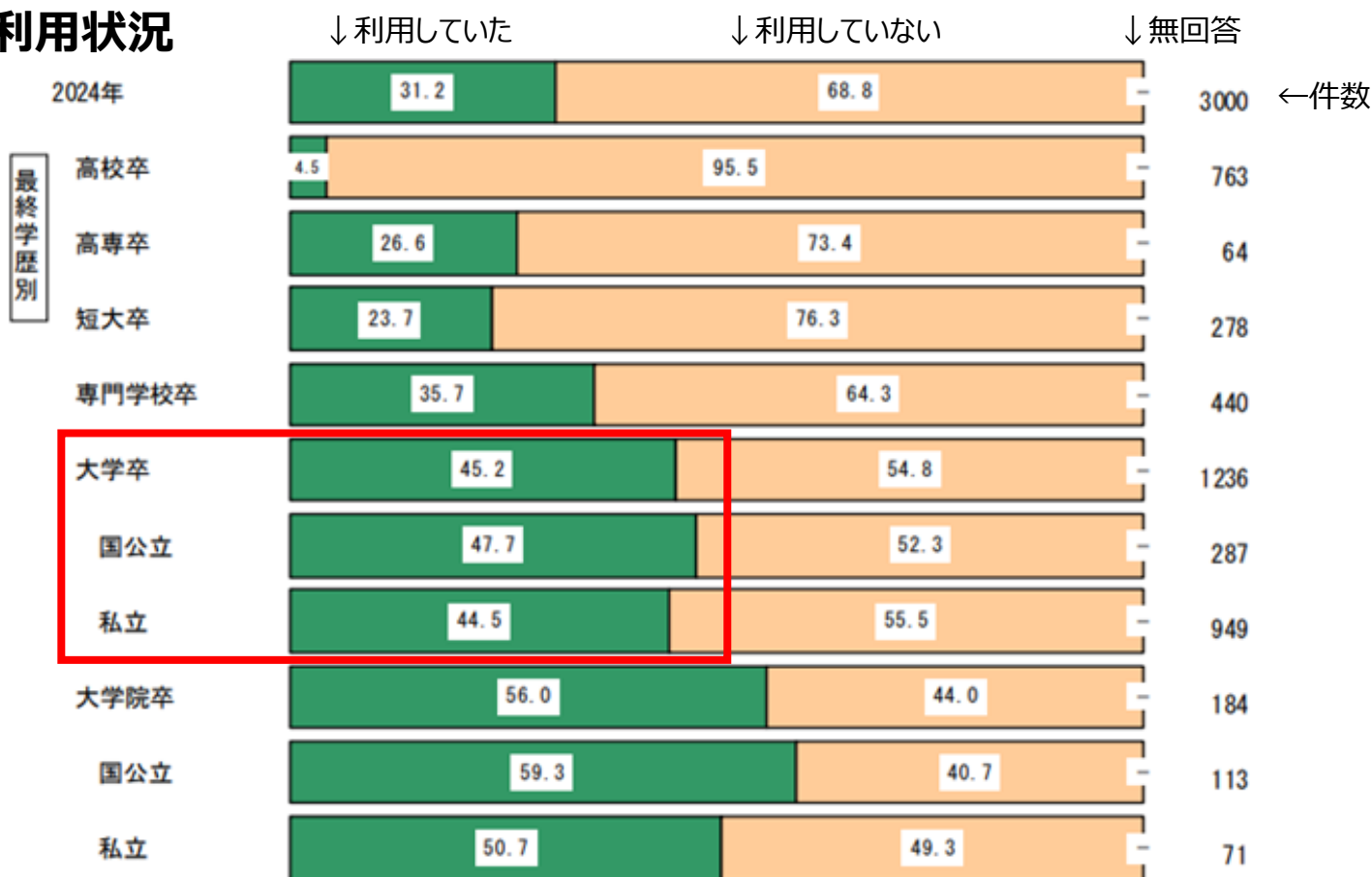
1 奨学金に関する背景



© 裾野市

大学卒業者の約50%が奨学金を受給

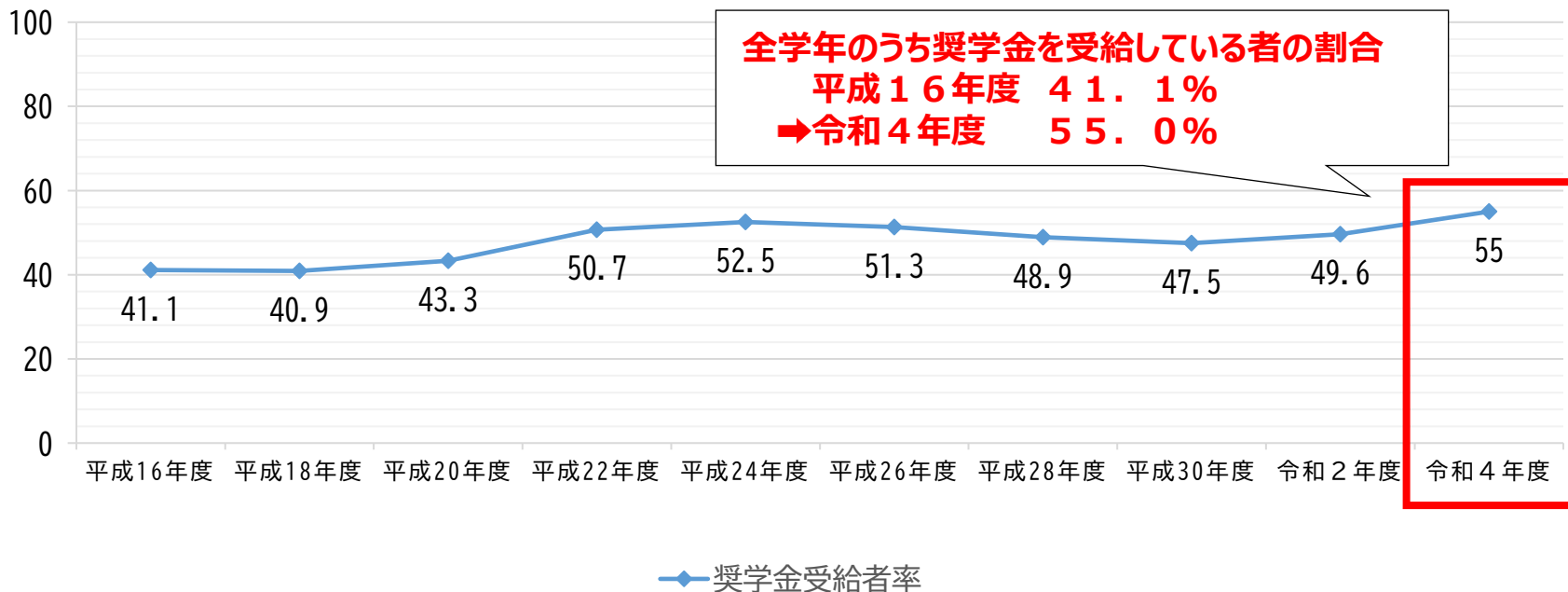
奨学金の利用状況



奨学金利用者は年々増加傾向にある

奨学金受給者率の推移 (大学学部昼間部)

単位：%

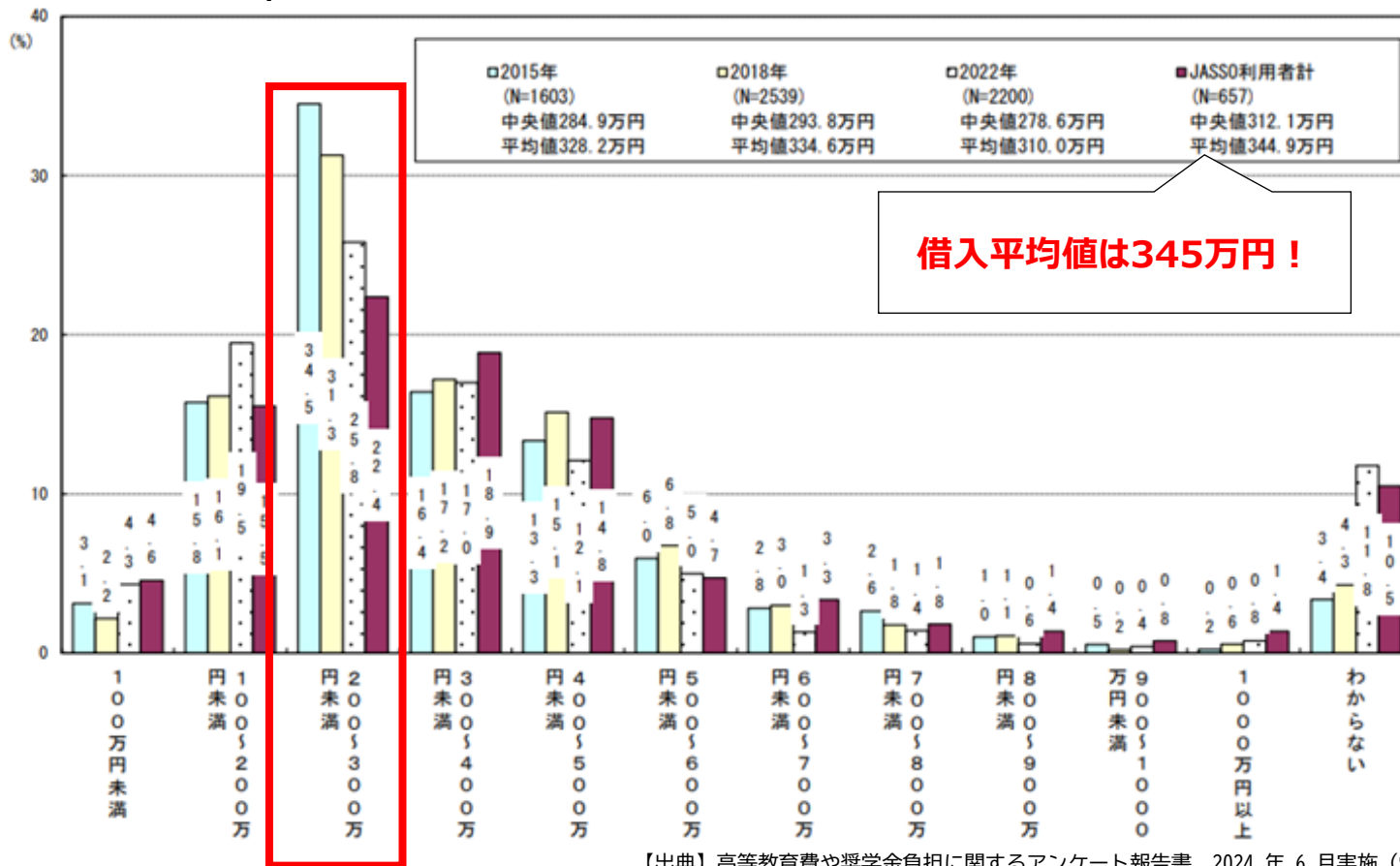


受給者率・・・全学年のうち奨学金を受給している者の割合

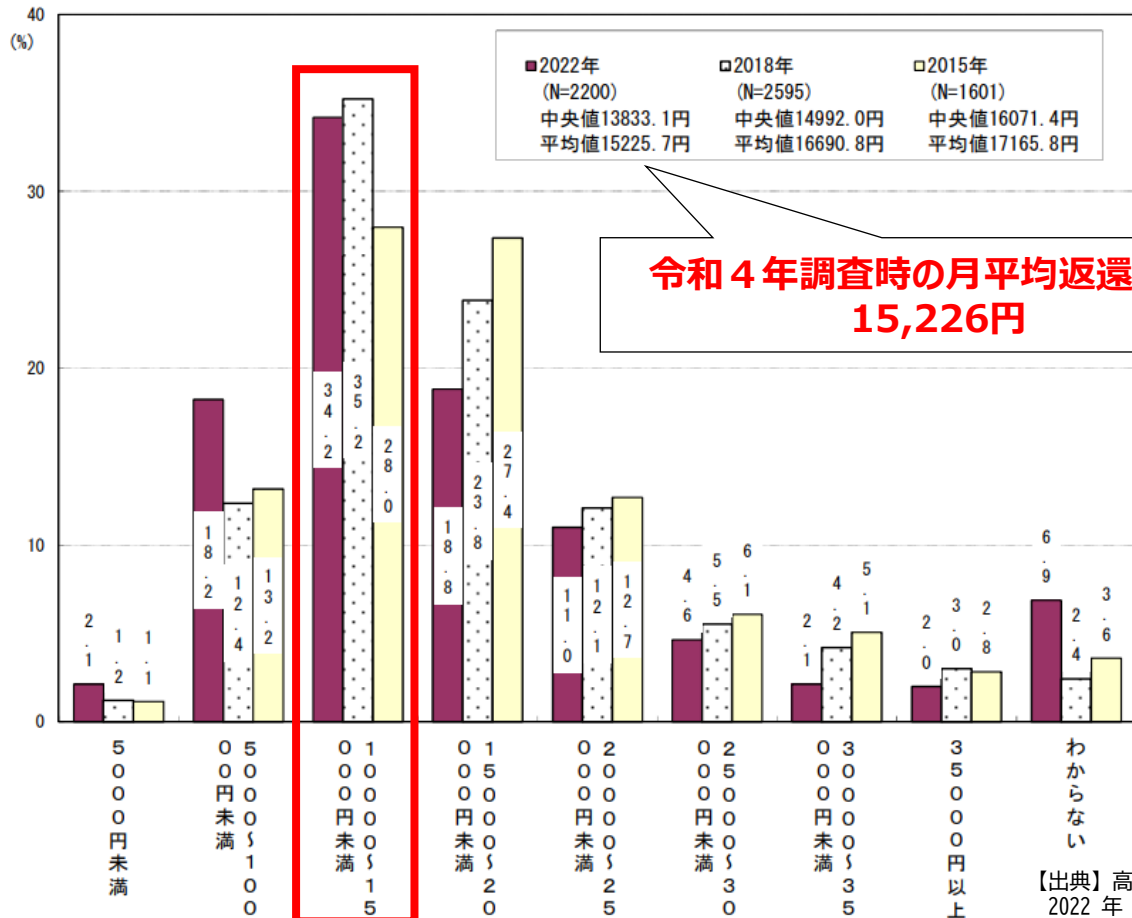
【出典】令和4年度学生生活調査報告参考資料（日本学生支援機構）を基に静岡県が作成

平均約345万円を借り入れている

奨学金の借入総額 | (独) 日本学生支援機構 (JASSO) の貸与型奨学金利用者



毎月の返還額は1万円～1万5千円未満が最多

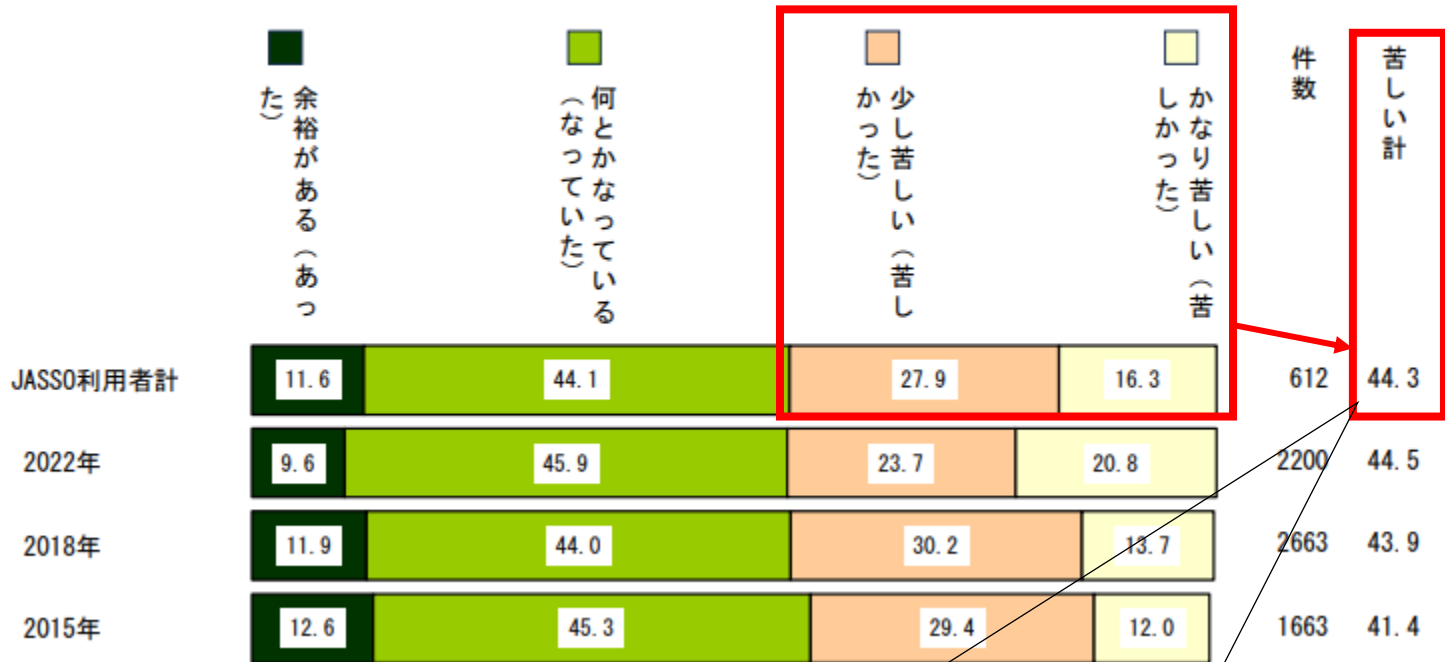


令和4年調査時の月平均返還額は、**15,226円**

奨学金返還の負担感は大きい

返済の負担感

(JASSO の貸与型奨学金利用者、これから返済予定の方を除く)



現在返還中の者の半数程度が返還に苦しんでいる

2 「奨学金返還支援制度」を 導入するメリット等



企業が「奨学金返還支援制度」を導入するメリット

①企業の採用HP等に明記できる

▷ 福利厚生の充実をアピールに 人材確保！

②長期的な経済支援が可能

▷ 人材定着のきっかけに！

③従業員の経済的負担を軽減

▷ 従業員に 安定した生活を提供できる！

④若者の奨学金返還の負担が社会的問題

▷ 企業イメージが向上



学生は企業選択時に福利厚生を重視

Q 企業選択のポイントは？
➔ 「安定」「やりたい仕事」

安定している会社	51.9%
自分の やりたい仕事 ができる会社	27.2 %
給料 の良い会社	25.2 %
勤務制度、住宅など 福利厚生 の良い会社	12.3%
休日、休暇 の多い会社	11.8%
これから 伸びそう な会社	8.9%
働きがい のある会社	8.8%
社風 が良い会社	7.5%
自分の 能力・専門 を活かせる会社	5.6%
転勤 のない会社	5.1%
以下、省略	—

Q 安定性を感じるポイントは？
➔ 「福利厚生」

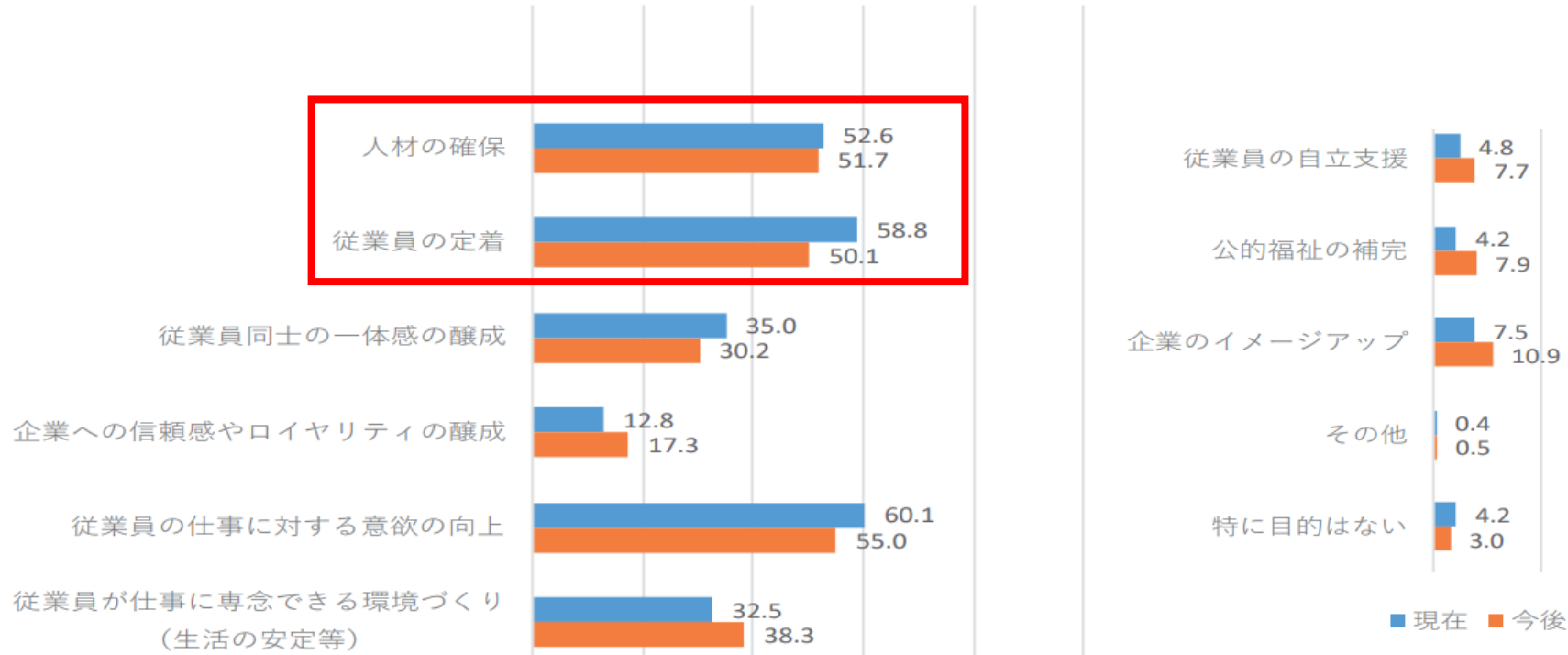
福利厚生 が充実している	55.0 %
安心して働ける環境 である	47.7 %
業界大手である	42.5 %
売上高	37.2%
今後 成長が見込まれる 業界・企業である	36.8 %
知名度がある	34.8 %
離職率 や平均勤続年数	33.2 %
社会の変化 に対応できている	30.5 %
上場企業である	29.6 %
従業員数	26.3 %
以下、省略	—11

多くの企業で「人材の確保」「従業員の定着」のために福利厚生を重視

福利厚生制度・施策の目的(複数回答)

単位:%

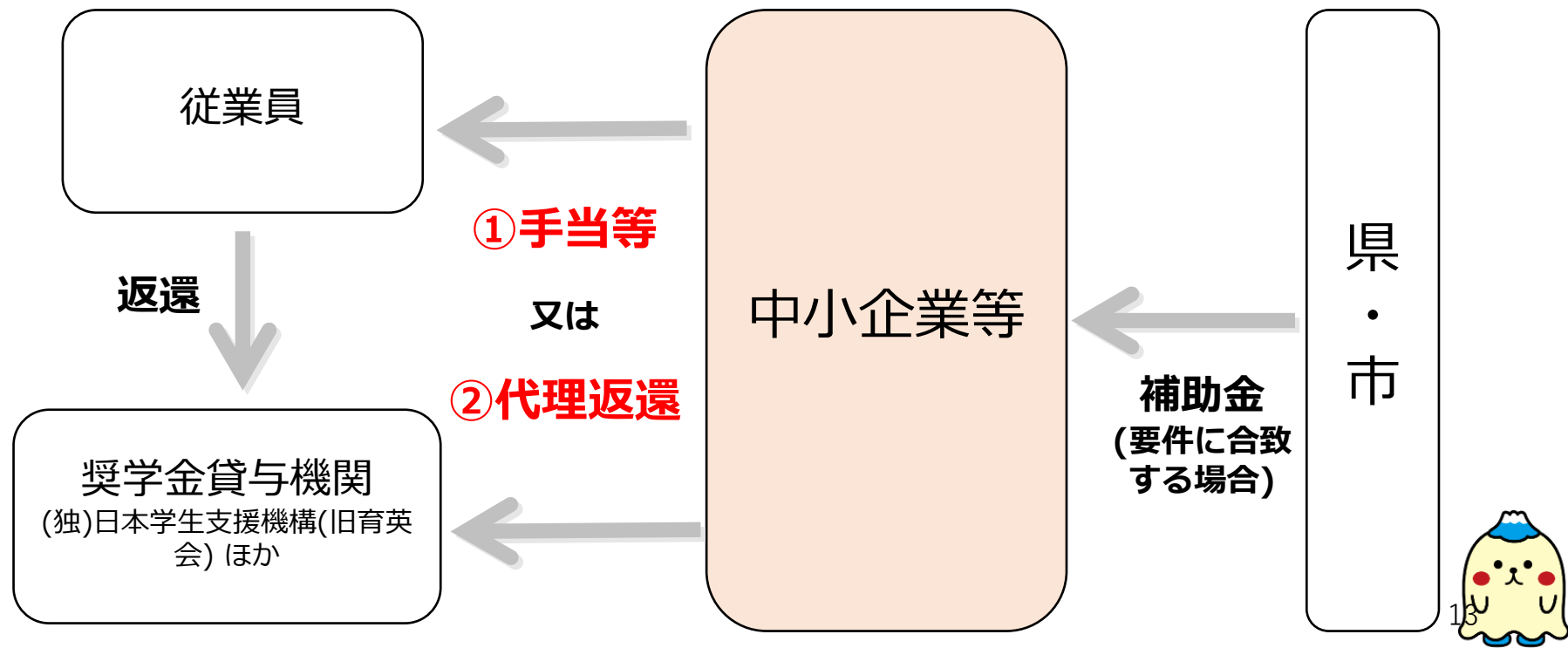
0.0 20.0 40.0 60.0 80.0 100.0



【出典】企業における福利厚生施策の実態に関する調査
一企業/従業員アンケート調査結果— 2020年7月 (JILPT)

「奨学金返還支援制度」の導入手法は2通り

- ①企業等が【手当等】として従業員に金銭を支給
- ②企業等が返還額の一部または全部を貸与機関に直接送金【代理返還】



①手当等として従業員に直接支援する

企業等が手当等として従業員に金銭を支給 給与や賞与に上乗せして支援

- ・給与に上乗せするなどして、従業員に直接手当を支給する方法です。
- ・学資に充てるための費用を支出したとき、非課税対象となる場合があります。
※(国税庁)よくある税の質問No.2588 学資に充てるための費用を支出したときを参照
- ・就業規則や社内規程にて、手当を支給することを記載する必要があります。
※記載に当たっては、手当等の支給対象者の範囲、支給時期（毎月支給、賞与時支給、採用年度から○年度まで等）、金額等を記載していただく必要があります。

【就業規則の記載例】

（奨学金返還支援手当）

第○条 奨学金返還手当は、過去に奨学金を受給し、現に奨学金を返還している者に対し、支援する。

月額 〇〇,〇〇〇円

なお、対象となる奨学金等詳細については奨学金返還支援制度規程に定める。



②貸与機関の代理返還制度を利用する

企業等が返還額の一部または全部を貸与機関に直接送金 代理返還による支援

- ・貸与機関が代理返還制度を設けている場合に可能となる支援手法です。
学生が最も多く利用する（独）日本学生支援機構の奨学金は本制度があります。

【企業メリット】

法人税が給与として損金算入できるほか「賃上げ促進税制」の対象になり得ます。

【従業員メリット】

支援を受けた額の所得税が非課税となり得ます。

原則として、社会保険料の標準報酬月額の算定のもととなる報酬に含まれません。

【（独）日本学生支援機構の代理返還の相談窓口】

企業専用お問い合わせ窓口 電話：0570-066018

【就業規則の記載例】

第〇条 奨学金返還支援は、過去に奨学金を受給し、現に奨学金を返還している者に対し、会社が当該奨学金の返還額の一部を奨学金貸与機関に直接送金し、支援する。

月額 〇〇,〇〇〇円

なお、対象となる奨学金等詳細については奨学金返還支援制度規程に定める。



注意事項

※奨学金貸与機関によっては、代理返還制度を設けていない場合もあるため、手当支給と代理返還の両方を規定することも考えられます。

(独) 日本学生支援機構の代理返還制度 (導入企業の検索も可能です)

➔ <https://dairihenkan.jasso.go.jp/>



※労働基準法第89条の規定により、常時10人以上の労働者を使用している事業場では「就業規則」を作成し、同法第90条の規定により、所轄労働基準監督署に届け出る必要があります。

就業規則を変更した場合も同様に届け出る必要があります。

※支援対象者の範囲、支給時期・金額等については、自由に設定いただいて構いませんが、本事業の補助金の支給には一定の要件があります。

労働基準法の均等待遇の観点踏まえ、労使で十分に話し合った上で、規定内容を決定してください。



3 裾野市の補助金について

中小企業者等が、従業員の奨学金返還支援に要した経費の一部を、県・裾野市が補助金で支援します。



対象企業の主な要件（抜粋）

- ① **中小企業等経営強化法**（平成11年法律第18号）**第2条第2項に規定する中小企業者等**であること

（例）製造業、建設業、運輸業であれば…

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員
の数が300人以下の会社及び個人事業主

（例）社会福祉法人、NPO法人であれば…

常時使用する従業員の数が2000人以下

- ② **静岡県内に本社又は主たる事務所**を有する者
- ③ **裾野市内に事務所**を有する者



対象従業員の主な要件（抜粋）

- ①対象企業に採用され、**裾野市内の事業所に勤務**している
雇用期間の定めのない従業員（試用期間を含む。）
- ②申請日以後に**裾野市内に住民登録**があること。
- ③企業が奨学金返還を支援する制度を設けた日または裾野市の要綱施行日（R8.4.1）の**いずれか遅い日以降に採用**されたこと
- ④対象企業から支援を受ける日の属する年度の3月31日において、**35歳以下**であること
- ⑤雇用日の属する年度の初日から5年を経過した者でないこと
（＝補助対象期間は**採用年度から最長5年間**）
- ⑥他の自治体の返還支援を受けていないこと



対象従業員⑤最長5か年<例>

採用年度 補助金申請年度	R 8年度採用 (R8 年度末年齢 23 歳)	R 8年度採用 (R8 年度末年齢 34 歳)
R 8年度	R8/4/1～R8/12/31 支援分	R8/4/1～R8/12/31 支援分
R 9年度	R9/1/1～R9/12/31 支援分	R9/1/1～R9/12/31 支援分
R10 年度	R10/1/1～R10/12/31 支援分	R10/1/1～R10/3/31 支援分
R11 年度	R11/1/1～R11/12/31 支援分	
R12 年度	R12/1/1～R12/12/31 支援分	
R13 年度	R13/1/1～R13/3/31 支援分	
R14 年度		

①**最大6回**、交付申請できる

②35歳以下となる年度の支援分まで、交付申請が可能



※申請時期図 補助制度の仕組み

○R8.4.1採用者 令和8年度末23歳の例（最長5会計年度、申請は6回必要）



※一般的に返還は、大学等を卒業し、半年が経過する10月から月々の返還が始まります。そのため、新社会人への支援は、10月から開始することも考えられます。



令和8年度のみ、補助対象期間等が異なります

区分	申請書上の補助対象期間	交付申請の提出期限	実績報告の提出期限
令和8年度分の補助金	R8.4.1からR8.12.31 の期間中に支援する経費	R8.4.1以降で、対象従業員に支援する2週間前又は12/10のいずれか早い日※	事業完了日（最後の支援日）から起算して30日以内又は1/31のいずれか早い日
令和9年度以降の補助金	暦年（1/1～12/31） の期間中に支援する経費	4/1以降で、対象従業員に支援する2週間前又は12/10のいずれか早い日※	

※原則は、対象従業員に支援する前までに、交付決定を受ける必要がある。

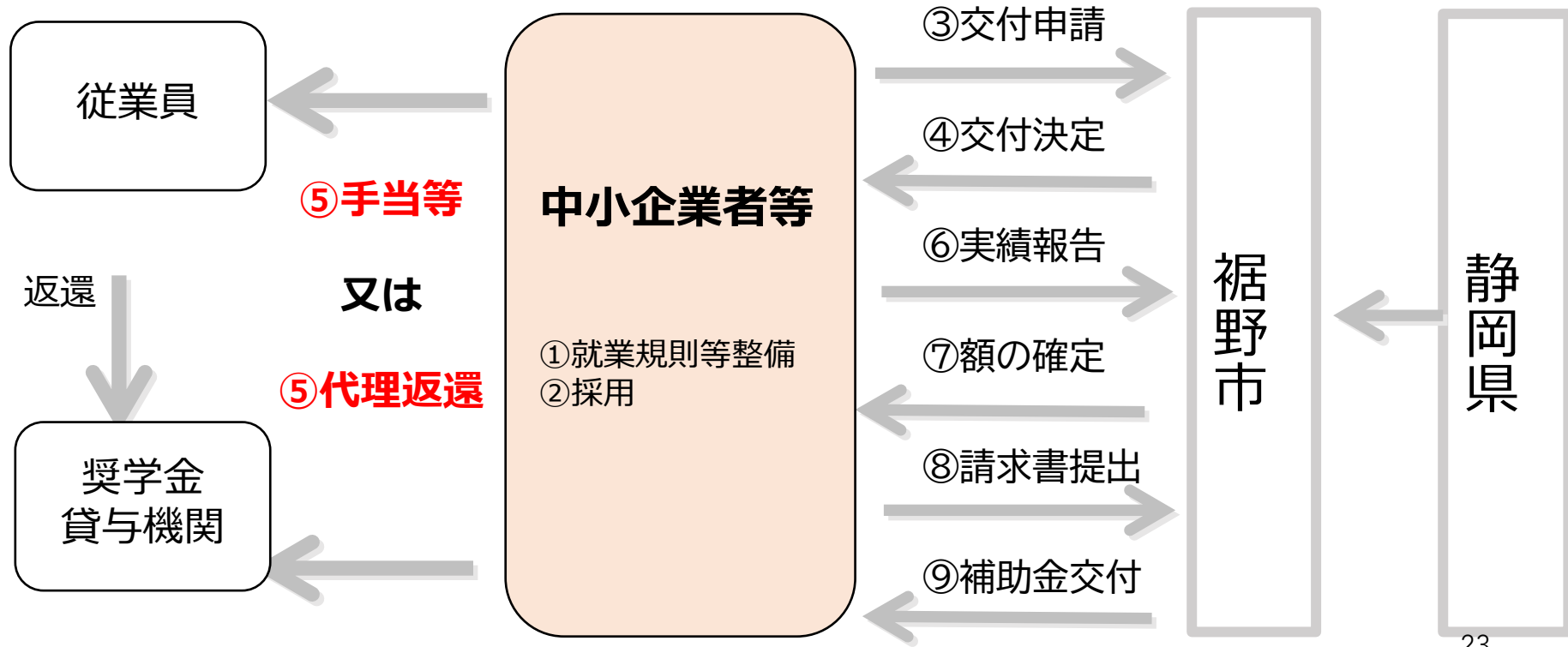
ただし、令和8年度分の補助金は、R8.4.30までに提出したものは、R8.4.1以降の支援分を補助対象期間に含めることができる。（交付決定前の事前着手OK）

令和9年度以降の補助金は、各年度4.30までに提出したものは、当該年の1.1以降の支援分を補助対象期間に含めることができる。（交付決定前の事前着手OK）



補助金の流れ

- ・中小企業者等は、県と連携する裾野市に補助金の交付を申請します。
- ・補助金の交付申請は、毎年度、県と連携する裾野市に提出いただきます。
採用年度の次年度以降は、③～⑨を繰り返す。



対象となる奨学金、補助対象経費、補助率等

区分	内容
奨学金	<ul style="list-style-type: none">・（独）日本学生支援機構が貸与する奨学金・ 地方公共団体、大学、民間企業その他の奨学金貸与機関が貸与する奨学金。 ただし、静岡県介護福祉士修学資金貸付金その他の学資金で、特定の職種へ就職した場合又は特定の地域に居住した場合その他一定の要件に該当した場合に返還の全部又は一部が免除されることとなるものを除く。
補助対象	<ul style="list-style-type: none">・ 裾野市内の事業所で勤務し申請日以後裾野市に在住していること・ 対象企業が、1月から12月までの期間に、対象従業員に対して奨学金返還支援に要する経費
補助率 補助上限	<ul style="list-style-type: none">・ 上の経費の10分の10以内・ ただし、対象従業員が当該年において奨学金の返還に要し、又は返還することとされている額の合計額の2分の1以内とし、12万円を限度とする。

補助金<例①>

【基本型】 従業員の返還額 24 万円/年、企業の支援額 12 万円/年

1 企業は、従業員に 12 万を支援

企業 12 万	本人 12 万
---------	---------

2 市は、**企業に 12 万**を支援

- [計算式 : 企業の従業員への支援額 $12 \text{ 万} \times 10/10 = 12 \text{ 万}$
補助上限 : 従業員の年間返還額 $24 \text{ 万} \times 1/2 = 12 \text{ 万}$ (上限 12 万円)

市 12 万	本人 12 万
--------	---------

3 県は、市町に 4 万を支援

- [計算式 : 企業の従業員への支援額 $12 \text{ 万} \times 1/3 = 4 \text{ 万}$ の範囲内
かつ、市の企業への補助額 $12 \text{ 万} \times 1/2 = 6 \text{ 万}$ → 4 万
補助上限 : 従業員の年間返還額 $24 \text{ 万} \times 1/6 = 4 \text{ 万}$ (上限 4 万円)

県 4 万	市町 8 万	本人 12 万
-------	--------	---------



補助金〈例②〉

【企業努力型】従業員の返還額 24 万円/年、企業の支援額 18 万円/年

① 企業は、従業員に 18 万を支援

企業 18 万	本人 6 万
---------	--------

② 市は、**企業に 12 万**を支援

〔 計算式 : 企業の従業員への支援額 18 万 \times 10/10 = 18 万
補助上限 : 従業員の年間返還額 24 万 \times 1/2 = 12 万 (上限 12 万円) 〕

市 12 万	企業 6 万	本人 6 万
--------	--------	--------

③ 県は、市に 4 万を支援

〔 計算式 : 企業の従業員への支援額 18 万 \times 1/3 = 6 万の範囲内
かつ、市の企業への補助額 12 万 \times 1/2 = 6 万
補助上限 : 従業員の年間返還額 24 万 \times 1/6 = 4 万 (上限 4 万円) 〕

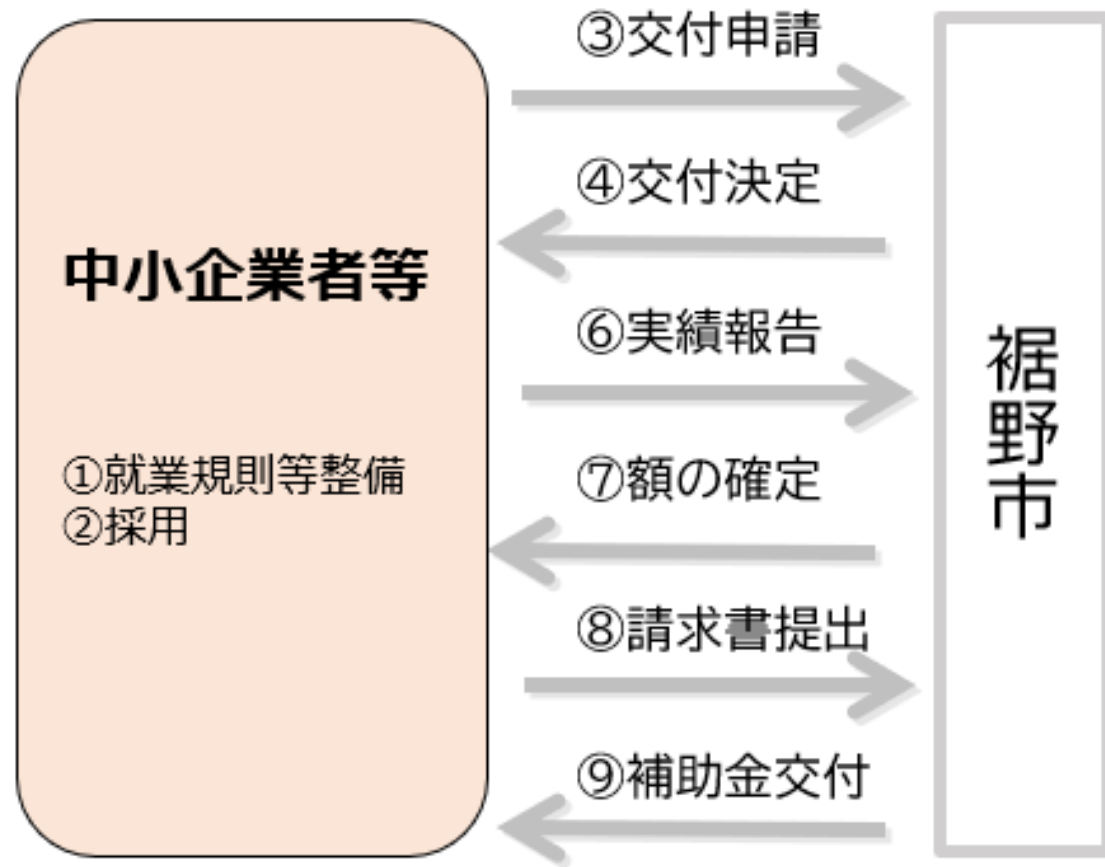
県 4 万	市 8 万	企業 6 万	本人 6 万
-------	-------	--------	--------



4 申請の方法について



交付の流れ



申請先

○申請先の例

勤務先 従業員	県と連携するA市内 (A市制度は居住限定なし)	県と連携するB市内 (B市制度は居住限定あり)	県と連携のない C市内
A市居住者	A市に申請	×	×
B市居住者	A市に申請	B市に申請	×
C市居住者	A市に申請	×	×

- ◆対象従業員が勤務する事務所が所在する市町に申請が必要
- ◆県と連携のない市町内に勤務する従業員は、補助金の対象とならない
- ◆「勤務先のみ限定」または「勤務地居住地限定」に注意



交付申請書類

- ◆ 支援事業者が支援対象者に支援しようとする日の2週間前
または
- ◆ 交付の決定をする年度の属する年度の12月10日

いずれか早い日

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 申立書（支援事業者が作成）
- (4) 同意書（対象従業員が作成）
- (5) 奨学金返済支援手当等の支給根拠となっている内部規定等の写し
- (6) 雇用契約書等雇用関係及び雇用形態が確認できる書類の写し
- (7) 支援対象者の奨学金返還額がわかる書類の写し
- (8) その他、申請先市町長が必要と認める書類



変更申請について

ア 変更の承認申請等が必要な場合

申請先の市町の補助金交付要綱に従ってください。例示は次のとおりです。

区分		例
変更の承認申請	補助事業の内容の変更	<ul style="list-style-type: none">・新しい従業員を雇い、対象従業員を追加するとき・対象従業員への支援額を増額したことで、事業費*1が増加するとき・対象従業員への支援額を減額した、又は対象従業員が退職したことで、事業費の減額が生じる見込みとなったとき
	補助事業を中止又は廃止	<ul style="list-style-type: none">・自然災害等の事情により補助事業の全部を一旦とりやめたい、又は廃止したいとき
報告	補助事業が予定の期間内に完了しない場合	<ul style="list-style-type: none">・支払い時期が遅れる等、申請した「手当等の支給日」に記載した「最も遅い支給予定日」までに事業が完了（最も遅い支給が完了）しないとき
	補助事業の遂行が困難となった場合	<ul style="list-style-type: none">・何らかのトラブルにより、取り急ぎ市町に一報を入れておきたいとき

※1 事業費とは、手当等の支給総額を言います。

イ 提出書類

- (1) 変更承認申請書
- (2) 変更事業計画書
- (3) その他、申請先市町長が必要と認める書類



提出書類

- (1) 実績報告書（様式第4号）
- (2) 事業実績書（様式第5号）
- (3) 支援対象者の奨学金返還額がわかる書類の写し
- (4) 奨学金返還支援手当等を支給したことがわかる書類の写し
- (5) その他、裾野市長が必要と認める書類



- ① 制度導入の検討
- ② 就業規則等の整備



問合せ先

問合せ内容	問合せ先
静岡県全体の 奨学金返還支援制度に関すること	静岡県経済産業部就業支援局産業人材課 054-221-2825 sangyo-jinzai@pref.shizuoka.lg.jp
補助金の申請に関すること	裾野市 産業・イノベーション推進課 055-995-1842 sangyo@city.susono.shizuoka.jp

